

高校教育の民主的改革をどう構想するか

—— “地域総合高校構想”批判 ——

佐々木 享

この小論では、日教組が委嘱した教育制度検討委員会の提唱した“地域総合高校”構想の問題点を批判的に究明し、この作業をとおして、高校教育の民主的改革を検討するに当って配慮しなければならない若干の問題について私見をのべようと思う。テーマをこのように限定するので、教育制度検討委員会の報告が全体としてもつ意義というようなことについては、必要がない限り言及しない。

教育制度委員会報告のテキストとしては、その最終報告を用い、引用するときには頃草書房版の教育制度検討委員会・梅根悟編『日本の教育改革を求めて』(1974年)のページを指示することとする。同委員会が審議の途中で発表した第二次および第三次の報告を用いる場合には同じく頃草書房版の『日本の教育をどう改めるべきか』、『続日本の教育をどう改めるべきか』を用いることとする。なお私は、制度委が第二次報告と第三次報告を公表した段階において、その高校教育改革構想について若干の問題を指摘したことがある。^{1) 2) 3)} 最終報告においては、私が指摘した異見に関連する若干部分は修正されているが、基本的な骨格においては草案と変わらないように思われる。以下の文章では、できるなら前に発表したものと重複しないようしたいと思うが、ある程度の重複は避けられないようと思われる所以、予めご諒解願いたい。

I

まず制度委報告のいう高校教育改革の「基本原則」なるものをみると(235~241

ページ)、「第一に主権者への成長のために」、「第二に社会進歩をめざして」、「第三に個性の開花と学習の自由のために」という三つの指標をあげて、「すべての青年の権利としての高校教育の保障」が求められている、とのべられている。このような考え方を高校教育改革の基本原則とすることに大筋において異存はない。しかし、この原則をのべた末尾の部分(237ページ)に、つぎのような文

章があることを見逃すわけにはいかない。

「——今こそ、高校教育を、憲法・教育基本法の教育理念にもとづく、無償の普通教育として、青年にとって魅力あるものに再編成し、それへの就学をすべての青年に権利として保障すべき歴史的段階を迎えた、と私たちは考える。」(傍点は引用者)

制度委報告では、ほかの部分においても、「普通教育」とは何かについて特段の説明が加えられていないから、ここでいう普通教育は実定法である日本国憲法第26条や教育基本法第4条で用いられている用語と同一の含意のものと考えてよいであろう。すると私たちは、日本国憲法や教育基本法が後期中等教育である高校教育は普通教育であるべきだと規定してはいないという事実に注目しなければならない。あとでもう一度ふれることになるであろうが、学校教育法は小学校の目的を「初等普通教育」(第17条)、中学校の目的を「中等普通教育」(第35条)を施すことにあると規定しているが、高校の目的については「高等普通教育及び専門教育」(第41条)を施すことにあると規定して、高校

教育の目的が普通教育を施すことだけではないことを明らかにしている。私たちの理解では、この学校教育法第41条の規定が憲法・教育基本法の教育理念に反するとは考えられない。それどころか私は、この学校教育法第41条の規定は、近代日本の教育史上、中等教育の民主化という点からみて積極的な意義をもつ画期的な規定であると考えているし、⁴⁾あとでものべるように、この規定があるからこそいわゆる総合制の原則が提唱されたのだと考えている。その意味で、このあるべき高校教育の「基本原則」をのべた部分においてさり気なく（なのか意図的なのかは知る由もないが）、高校教育の目的是「普通教育」を施すことにあるべきだ、そういう歴史的段階を迎えたとし、ことさらに、学校教育法第41条にいう「専門教育」を抹消し、しかもそれを「憲法・教育基本法の理念にもとづく」構想であるかのごとくにいうことを、私としては承服できないのである。

この論点は制度委構想において繰り返し出てくる問題なのでさきへすすむこととしよう。

制度委報告は、前記三つの原則の観点に立って、「すべての青年に権利としての高校教育を保障するためには、戦後の高校三原則を今日的に再評価し、新たな地域総合高校が創造されなくてはならない」という（23ページ）。これは大事な点だと考える。というのは、高校教育を「改革」しようというからには、今日の、つまり戦後教育改革の一環として創出された高校教育とはいかなるものとして創出されたのか、実態としてはどのようなものであったのか、それは現在どうなっているのか、などを科学的に吟味することは不可欠の要請であろうと私は考えるのだが、ここではそのような意味での「再評価」はなされていないからである。いいかえれば、高校教育の改革を構想するに当ってまず要請されるのは、「高校教育の再評価」であろうと思われるのに、制度委は、これを全く行わずして、

「戦後の高校三原則を今日的に再評価」することをもってこれにかえてしまっているのである。

高校教育三原則を吟味することは、高校教育を吟味することと等しいのだろうか。そうではあるまい、と私は考える。

戦後の高校三原則とは、いうまでもなく、総合制、男女共学制、小学制の三つをさしている。問題点を鮮明にするためにやや図式化して簡潔にいえば、総合制の原則は複数の課程（今日の学科）を同一の高校に併置することを基礎として高校教育のさまざまな課程を地域住民のものとするというところに主眼があったと考えられるし、男女共学の原則は、男女に対する教育上の機会を均等にすると同時にかって存在した教育上の男女の差別をなくすことに主眼があったと考えられる。小学区制の原則は、通学区制といわれたように、中等学校への受験問題解決の一環として1941年に創出されたもので、いわれない学校格差の是正と地域住民に教育の機会を均等に保障しようとするところに主眼があったと解される。そしてこれら三つの原則が実現してゆくならば、高校教育は地域住民のものとなるはずなのであった。

ところで、この高校三原則は、そのどれをとっても、高校教育の目的を規定した学校教育法第41条の規定は、いわゆる総合制が関係すると考えられるほかには、その改廃に直接に関係するものはない。僅かに男女共学の原則だけが教育基本法第5条の規定にその基礎をもつものであるが、学区制は旧教育委員会法および現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基礎をもち、学区をどう設定するかは総合制にするかどうかとともに教育委員会の権限に属する問題である。つまり、高校三原則の問題は、最近各都道府県で公立高校の入試制度改革が議論される場合に検討の対象とされていることからもわかるように、むしろ、高校教育を地域住民のも

のものとするための民主主義的な施策であつて⁵⁾、高校教育改革そのものの問題だとはいえない性格をもつていると考えられるのである。制度委報告自身は、残念ながら、この区別についての自覚をどうやら全くもつていなければと思われる。

あとでもう一度この論点にたち帰ることとしてなお読みすすめると、制度委報告は、「新たな地域総合高校」を創出するために、「(1)新たな総合制の実現」「(2)男女の新しい協同と共学制」「(3)『地域』の創造と小学区制」を提唱する(237~241ページ)。こまか南北を別とすれば、さしあたり問わずともすぐにわかることは、新しい「改革」として意味のある提唱は「新たな総合制」だけである。小学区制や男女共学制は、地域住民の合意が成り立つならば(それ自体容易でないことにについてはいまは省くとして)、法律など何一つ変えなくても都道府県教委をしてやる気にさせるならば、いますぐでも実現できる事項であるが、新たな総合制なるものについては、いますぐはもちろん、かなり時間をかけるにしても、そうすることが民主主義的な方策であるかどうかについてさえ吟味をする問題をふくんでいるように思われるからである。ここでは、つぎのようにのべられている。

戦後、多くの地域に、小学区制、男女共学制をもとにした総合高校が発足した。だが今日ふりかえってみると、一般に同一校における複数の課程の併置にとどまり、そのままその課程や学科の枠を固定化する形の総合制であった。今日、私たちが考える総合制は、このような戦後のいわゆる総合制とは異なる。

総合制とは、現行のような高校の内部が、普通課程と職業課程とに分離されているような高校ではなく、これらの諸課程を撤廃し、新たに統一された单一の教育課程による教育をいうのである。この

総合高校は、新たな普通教育をおこなうことと本旨とする。

まず共通教科では、十代後半の男女が、主権者として、生産の主人公として成長するにふさわしい、人間や社会や自然についての一般教育をおこなうとともに、すべての青年男女に共通で、(??)一般教育としての技術教育を履修させる。これによって、これまでの進学・就職の進路によって分裂していた高校教育を統一していく。また、総合学習にとりくませることによって、問題意識を形成させ、また、自治的諸活動を大切にし、ホーム・ルーム、自治活動、クラブ活動を重視することによって、主権者への成長をめざしつつ、集団的連帯を育てる。

以上は、すべての高校生が、ほぼ共通に学習し、経験すべきものであるが、つぎに、高校生が自らの個性をのばし、また自らの進路を主体的にえらびとるためには、より深まった専門的に分化した選択教科を配し、ゆたかな個性の開花をめざす。これらの選択教科は、在来の職業教育ではなく、専門的教科科目をつうじての一般教育である。

以上の総体を私たちは、新たな「総合制」とよびたいと考える。

なお、専門的な職業技術教育は、地域総合高校卒業後、公共的な職業訓練機関と大学で保障すべきであると考える。

たくさんのこととが書かれているのでわかりにくいかが、問題の核心は、戦後いわれた高校三原則の一つである「総合制」を否定していること、総合制の問題をむしろ高校の教育内容の問題にすりかえている点にある、と考えられる。「諸課程を撤廃し、新たに統一された单一の教育課程による教育」ということばでいわれているのは、現行の職業教育に関する学科を廃止するということであろう。また、「選択教科は、在来の職業教育でなく、専門

的教科科目をつうじての一般教育である」といっているのは、現行の制度でいえば、職業教育に関する学科で行なわれている職業教育を廃止するということなのであろう。改革の核心と思われる部分が推測を加えなければわからないように書かれているのは、同報告がじっさいのところ、何を改革しようとしているのかをじゅうぶんには自覚していなかった証拠である以外の何ものでもないと考えられる。しかしじつは、第三次報告にはもう少しわかりやすい説明があった。そこにはこう書かれていた（『統・日本の教育をどう改めるべきか』75ページ）。

この階梯（高校教育のこと——引用者）の選択課程は大きく一般教育と職業教育とに分れる。しかしながら、私たちの構想している地域総合高校は、「普通教育を行なう学校」であって、本格的な職業教育を行なう機関ではない。私たちの主張はだから職業高校廃止論である。

ここに引用した文章は、最終報告ではなくなってしまった。趣旨が変わったから消えたのではなく、第三次報告の「各教育階梯ごとの教育内容例」のなかにのべられていたため、この「内容例」が消えるのと一緒に上記引用部分も消えてしまったのである。（ついでにいえば、私は制度検討委報告がこの内容例なるものを示すことには強く反対した。⁶⁾したがって「内容例」が抹消されたのはよかったですと思うが、しかし、ほんらい「内容例」などの部分ではなく本文で述べるべき上記引用部分まで抹消されてしまったことを、制度委報告を科学的に検討しようと思う私たちは残念に思っている。）

上記の「内容例」からの引用が極めて鮮明かつそっちょくにのべていたように、「新たな総合制」なるものの核心は、要するに職業高校廃止論なのである。

しかし、制度委報告が「新しい総合制」なる提唱によっていいたいことの趣旨は、推測

すれば理解できないことはないが、文章に表現された限りでは、とくに最終報告では、二重に不正確である。まず三次報告のことばである「職業高校廃止論」についていえば、制度委報告は、職業科と職業高校を混同しているらしいことが指摘されねばならない。1971年度についてみると、全日制高校4,971校のうち、職業科だけを設置する高校は1,151校で24%を占める。これが制度委第三次報告のいう職業高校である。ところが、職業科はこのほかに、文部省の統計上「総合制」として扱われているいわゆる併置制高校にも設置されており、この総合制高校の数は1,863校で39%を占めている。このなかには職業に関する学科だけを二つ以上設置している学校が275校ふくまれているから、これを除いてみると、1,592校、24%の高校には普通科と職業科が併置されている。⁷⁾制度委報告は職業高校の廃止といっているが、職業科の廃止ではないというのなら、この種の併置制高校の存続は許容（？）されるというのであろうか。最終報告をよく読めばわかるように、制度委報告が提唱しているのは、ほんとうは、職業高校廃止論ではなく職業科廃止論なのである。このような注釈をつけ加えなければ真意を解せないような改革構想は、官民の批判に耐えうる科学的な構想とはとうていえないのである、と私は考える。

ところで、それならば「職業科廃止論」といえば科学的なのかというと、大勢としてはそうらしいとはいっても、厳密には科学的な表現だとは云い切れない。というのは、学校教育法第41条の規定から推定されるように、また高等学校設置基準第5条に規定されているように、正確にいようと、高等学校に設置される学科は、普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科とに区分するのが正確なのである。後者の大部分が職業教育に関する学科であることは周知のところであるが、職業教育に関する学科とはいえない学科も少く

ないのである。たとえば、理教科(1974年5月1日現在、106学科、以下同じ)、英語科(20)、外国語科(2)、美術科(7)、芸術科(4)、音楽科(51)、体育科(17)、保健体育科(7)など⁷⁾は専門教育を主とする学科であるが、とうてい職業に関する学科とはいえない。制度委報告は、その「新たな総合制」なる構想において、職業教育とか職業課程に言及はしているが、職業教育とはいえない専門教育の学科については言及していない。すると、制度委報告は、職業に関する学科の廃止は提唱しているが、職業教育とはいえない専門教育に関する学科については存続(?)を許容するということなのであろうか。私たちは、この点については制度委報告からは推測する材料すら得ることができない。

なぜこういう混乱が起るのか。私の推測という域を出ないが、制度委は、さきにふれたように、「戦後の高校三原則を今日的に再評価」すること(という云い方もあまり科学的な表現とは思われないが)には若干の意を用いたが、戦後の高校教育をどう評価するかということについての手だてを怠ったとしか考えられないのである。そうだとすれば、これは、教育制度委の地域総合高校構想の本質的な欠陥の一つだといわなくてはならないであろう。

なお、制度委の地域総合高校における「新たな総合制」なる構想が、本来は複数学科の併置制とそれを前提して成立する教育運営上のくふうを意味した総合制の原則のなかみを、職業教育に関する学科の存在を否定したうえでたんなる選択教科目制の問題にすりかえていることは、上記の引用から明らかである。戦後の総合制が提唱された趣旨とその実態については別の機会にいくらか詳しくのべたので²⁾³⁾ ここでは繰り返すことはしないが、この際、つぎの指摘を繰り返すことは必要であろうと考える。⁸⁾

戦後日本の総合制高校の実態は、制度とか形態といふ面からいえば、多課程(今のことばでいえば多学科)併置制の高校であった。その多課程併置制のなかで、特権的エリートコースの否定、異なる課程を専攻している生徒のミックス授業、ミックスHRの設置等々の交流、共通課程と多様な選択科目をもつ教科目選択制が試みられた。したがって、総合制の原則はこうした多面的な措置のうちに生きていたのであって、総合制イコール多課程併置制ととなえるのはあまりに単純すぎるといわなければならない。多課程併置のなかで、このような多面的な措置のとられる教育の中にだけ、生きていたといいうことができるであろう。

もちろんこのよう意味の総合制の原則が、小学区制や男女共学制とともに実施されるのでなければ十全のものたり得ないことはいうまでもない。しかし、いまここで重要なことはこのことではなく、総合制の原則というものは複数の学科の併置制を前提としなければなり立たなかった、あるいはその意味をもち得なかつたのではないか、という点である。その意味でいえば、制度委報告は、職業に関する学科の存在そのものを否定しているのだから、総合制の存在し得る前提を欠いているわけである。当事者は、だから「新たな総合制」といっているのではないかというかもしれないが、そのことばをそのまま受けとるにしても、それは「新たな総合制」が何らかの意味で積極的意味をもつという説明にはなっていないことに、私たちは留意する必要があろう。というのは、教育委報告では、戦後の総合制については、「一般に同一校における複数の学科の併置にとどまり、そのままその課程や学科の枠を固定化する形の総合制であった」といわば事実をのべるのみで、それをどのように評価するのか、同委員会の報告のことばでいえば「今日的に再評価」する作業

が省略されているからである。あえて推測するならば、どうやら制度委報告は、異質の提案をもって代えようとしているのだから、戦後の総合制を否定的にしか評価していないらしいのであるが、秩序だてて述べられているわけではないから、なぜ否定的な評価しか与えられないのかを理解することは難しい。私たちは、これ以上かってな推測を続けることをやめにして、ひょいと不完全な、いわば当初の構想のゆがめられたかたちでしかあり得なかつた今日の総合制についてさえ、京都の今日の高校教師たちは肯定的な評価を下し、これをむしろ今日的観点から発展させようとしているらしい、という事実だけを指摘しておこう。

以上のような次第で、制度委の地域総合高校構想には、原則的な観点に関してさえ容易ならぬ混乱があるのだが、これらの点にはあとでまたたち帰ることにして、さきへすすんでみよう。

制度委報告は、上に引用したような「基本的考え方を前提として、るべき高校の将来像——地域総合高校」の構想をつぎのようにまとめている。(242~243ページ)

(1)高校は、普通高校、職業高校の別を廃し、すべて総合高校とし、新しい普通教育をおこなう学校とする。

現在の農・工・商・水産高校等は総合高校として総合し拡充する。

(2)高校は行政区域を基礎とし、一校一学区を原則とする地域総合高校とする。

(3)総合高校の実現を基盤に、数校をもつて連合学区を設ける。連合学区に属する各高校のなかに、ある種の選択教科、たとえば、音楽・美術・工学などにおいて、設備とスタッフのとくに充実した学校があって、その学校で修学することを欲するものは、特定の時間にその学校に通学できるものとする。

また、障害者は、連合学区内の、障

害者のための特別の施設改革や専門の教師を有する学校に入学することができるものとする。

(4)連合学区内の各高校相互のあいだには、総じて、生徒の学習、自治的諸活動、学校外教育において豊富な交流と連帯がはかられるべきであり、柔軟な運用がなされるべきである。

(5)働く青年の教育は、当分のあいだ定時制高校でおこなうことを原則とする。定時制高校は適正に配置されなくてはならない。定時制高校は将来、すべての青年が全日制高校に通学しうる保障をえた段階では廃止される。

(6)以上のような地域総合高校は無償とし、市町村、やむをえないばあいは都道府県の、地方自治体の義務設置制とすべきである。国はそれに必要な財源を十全に保障すべきである。

これら6項目の構想は、何の説明もなく並列されているわけであるが、改革構想といいうにはあまりに乱雑だし、論旨が混乱しているといわなければならない。

(1)項についてはすでにのべた。職業高校と職業科の区別、専門教育と職業教育の区別すら、ここにはないのである。

(2)(3)(4)項は、主として学区制に関する提言であるが、一校一学区の小学制という提言は、もともと高校三原則の一つである小学区制そのものであるから、現実の課題そのものなのであって、お世辞にも改革構想とはいえない。この3項のうちでいくらかでも「改革」らしい新味のある提言は(3)項にいり「連合学区」構想だけである。ただここで注目されるのは、選択教科について、「工業」と並べて「音楽」「美術」をあげていることである。この「音楽」「美術」は、普通教育としてのそれをいっているのだろうか、それとも専門教育としてのそれをいっているのだろうか、ということが気にかかる。(4)項にいたっては、制度検

討委が、これをはじめて「改革構想」と考えているのかどうかを疑わせるものである。異なる高校間の生徒の（生徒会の、クラブ活動の）交流は、連合学区などというものをもちださなくても実現できることであるし、現に、京都をはじめ少なからぬ府県でさまざまな意欲的なとりくみがなされているからである。

(5) 項は定時制高校の現実についての要請をのべているにすぎないから、これまた、お世辞にも改革構想とはいえないようだ。生徒がいなくなったら学校は廃止される、などということは、どうして大まじめに改革構想の…項目になつたりするのだろう。

(6) 項は、民主的な改革といえるかどうかは別として、たしかに新しい提言である。説明がないから推測するしか判断材料がないが、新味は、①高校教育の無償制を提言していること、②高校を地方自治体の義務設置制を提言していること、③国の高校（の設置について？運営について？それとも両方？）にたいする財政保障を提言していること、の三つに分けられるようである。その一つについて、科学的な検討が必要だと思われるのに、説明がないのは何故なのか、不可解なことである。付言すれば、高校無償制という提言は、実現すればそれにこしたことはない、とかんたんに見逃すわけにはいかない。というのは、もし第一項の提言が高校における専門教育の存在を否定するという提言なのだとするならば、学校教育法第41条のうちの「及び専門教育」は削除されることにならうから、そして学校教育法第41条のこのようない改訂がもし実現するとすれば、現行法では高校教育を義務教育にはなし得ないという日本国憲法第二十六条二項の解釈から生ずる困難点は解消してしまうからである。（あとは、義務教育を九年と規定している教育基本法第四条を改正すればよい。）このような、ありうる展望と関係があるのかないのかさえ、この構想でははっきりしていない。

高校を市町村の（やむを得ないばあいは都道府県の）義務設置制にすることに、どのような意味で積極的な意味があるのか、私には理解できない。これを判断するについて考慮しなければならない要因はあまりに多いように思われるから、推測することはやめにしたい。

】

以上に、いわば遂条的に吟味してきたことから明らかのように、教育制度検討委員会の提唱する「地域総合高校」という構想は、「改革」構想というにはあまりに乱雑な、いわば奇怪な構想であるように私には思われる。

一部の人々には、制度委の改革構想は、いますぐにもできうことと、かなり長い時間と一定の政治情勢の変化なしには実現できそうもないことを混同してのべているところに問題がある、といっている。私もそう思われるを得ないが、地域総合高校構想に関する限り、問題点はそれにとどまらないといわざるを得ない。何を改革しようとしているのかがはつきりしないのでは、時間をかけても、また政治情勢が变ろうとも、改革のすすめようがないからである。

それでもかかわらず、この地域総合高校構想をはじめて読んだ多くの人々は賢明であった、と私は思う。海老原治善氏は、学習集会などに出た経験から「弱かったんじゃないかなと思われる点や、さらに深めてみなくちゃならない問題点」を15点にわたって整理している。⁹⁾その一つ一つをもっともと思うが、私の知る限りでは、大衆的に指摘されている問題点は二つに大別されるようである。一つは高校における専門教育（とくに職業教育）の扱い方についての疑問であり、もう一つは提唱されている高校の教育課程についての疑問である。むしろ両者は関連しあっているが、ここではまず前者の問題を検討しよう。

私の理解するところでは、高校教育の目的を「高等普通教育及び専門教育を施すこと

にあるとするのを肯定的にみるかどうかは、戦後創出された高校教育の根幹にふれる問題である。だから、制度委報告がこともなげに職業高校を否定する（じつはこういう表現は不正確なのだが）のをみて、少なからぬ人々が不安と疑惑をもったのは当然のことであった。

高校教育を「改革」する必要があるのかどうかという問題には、学校教育法第41条の規定とその理念に今日なお積極的な意義を認めるのかどうか、という検討課題が基本に据えられるべきである、と私は考える。というのは、高校教育に学科を設けるという問題は、もちろん多数の中等実業学校の存在という歴史的な事実があったからであるが、高等学校設置基準がそれを定めていることからもわかるように、高校の組織とか設置形態の問題なのであって、もしその必要があるならば、学科というものを設けなくとも、高校において「高等普通教育及び専門教育」を施す方策を探求することは可能である、と考えられるからである。制度委報告は、その意味で、高校教育の制度論からいえばいわば第二次的な問題であるはずの「学科」、しかも軽卒にも（と私は思うのだが）「専門教育を主とする学科」ではなく、いきなり「職業教育を主とする学科」についてたち入り、しかも「学科」の存在形態を問題にするならまだしものこと「職業高校」を問題にし、結果において高校教育論の根幹を変えてしまおうとしたところに、矛盾と混乱が生じ、読む人々に不必要的不安と疑惑をいたかせることになったのだ、と私は考える。

別の機会にもいくらかのべたように、⁴⁾私は、学校教育法第41条の規定、すなわち、高校教育の目的は高等普通教育と専門教育とをあわせ施すことにある、としたことの積極的な意義は今日なお失われていないと考えている。（今日、われわれが高等学校の目的に高等普通教育と専門教育とをあわせ施すこと

に積極的な意義がある、というについては、この場合の高等普通教育とはどういう教育をいうのか、専門教育とはどういう教育をいうのかというような問題について、詳細な吟味をすることが必要である。しかし、このためにはおそらくいくつもの独立した論文が必要であろうがいまはその余裕がないので別の機会に譲りたい。）今日の高校教育は、むしろこの規定の意義を積極的に生かす方向で実施されるのではなく、普通科と専門学科（その多くは職業科だが）とがむしろ互にまるでちがった種類の学校であるかの如くに位置づけられ、一方の普通科は大学受験いっぺんとうで技術や労働と全く無縁な状態におかれ、他方の職業科はもっぱら資本の労働力政策に奉仕させる方向で編成されようとしている、という点に根本的な問題があるようと思われる所以である。ことばをかえていえば、今日の高校教育「改革」の課題は、普通科の現状、職業科の現状を厳しく分析してその矛盾をえぐり出し、戦後、新制高校発足に当って掲げられた理念とその理念を実際化するために提唱された諸原則を、全国平均の高校進学率が90%を越えるに至ったという現実にみあったものに発展させる方策を探求することでなければならないと思うのである。

そういう云い方では、私がどんな「改革」構想をもっているのかわからないではないか、という意見が出るかもしれないが、それは当然のことである。高校教育がどのような歴史的背景をもちどのようなものとして構想され、その理念がどのような経過で練り上げられたのか、現実には（1948年という年が、敗戦直後の、しかもいわゆる経済9原則とドッジラインの強行されていた、いわば戦後日本資本主義の一つの危機的状態であったことを想起せよ）どのような経過を経て個々の高校三原則の意義がどのように生かされまたは生かされなかったのか、これらの問題が四分の一世紀の歴史のなかでどう変化・発展してき

たのか、等々の問題について、私たちが利用できるような形で明らかにされているものはまだあまりに少ないのである。（その意味でいえば、研究の蓄積が不充分な状態のもとで、求められて「改革」構想を短期間にまとめてあげた労苦は大へんなものであったろうと思う。²²⁾）私たちは、民主的で科学的な改革構想を練りあげるには、それにふさわしい手だてをつくす必要があろうと考えているのである。私はまた、たとえ、いくらか材料が揃ったとしても、「改革」構想の佐々木私案というようなものを提示するつもりはない。集団のえい知をつくすことが大切だと思うからである。

しかしながら私は、高校教育の改革ないし改善を問題にするに当って、当面、つぎのような点に注意を喚起することは必要であろうと考えている。まず、高校教育の改善と民主化に関して、現に大衆的な規模で起されすすめられている運動——高校増設、大幅な私学助成、教育条件改善要求小学校区制をふくむ入試制度改革要求、教育内容改善をめざす創造的な教育運動、等々の運動と「改革」構想とのあいだに垂離があったり断絶があったりするのではなく、むしろ現実の諸要求を発展させる方向で検討されるべきであろう、ということである。また、改革ないし改善に関しては、技術や労働の教育と無縁になってしまっていて高校教育の理念からかけ離れている観のある普通科のあり方にメスを入れることが「能力主義」と多様化政策によって政策的にゆがめられている職業科のあり方にメスを入れると同じくらいに、あるいはそれ以上に困難ではあるが重要な意義をもつだらうことを指摘しておかねばならない。第三に、いわゆる多様化政策に反対することと高校における専門教育としての職業教育を否定してしまうこととのあいだにはかなりの距離があり、いわば次元の異なる問題だということに注意を喚起しておきたいと思う。私の意見について、

高校教育論にいちいち学校教育法第41条をもち出して専門教育を云々するのは職業学校（職業科という方が正確だが）擁護論なのか、という疑問を出して下さる人があるが、当つていらない。私が日頃から技術教育の問題を勉強しているのでそう聞えるのかもしれないが、事態のすすみ方、改革の気運の進展によって、は専門科目の単位数削減の問題をふくめて職業科のあり方が抜本的に変わることは大いにありますことであって、私はそれをも否定するつもりは毛頭もっていない。むしろ学科というものをなくすとか変質させるというような大たんな構想すら求められることすらありますことだと考えている。しかしそれは、今日の多様化政策に反対するという考え方の延長線上にあるのであって、戦後、文部省の文書が総合制を推奨するにあたって「ある意味においては、新制高等学校の生徒はすべて職業科の生徒であるといえる」といったことと矛盾するものであるべきではなく、今日の普通科の改革とともに考えられるときに積極的な意味をもちうるのであって、それは職業教育を否定することとは異なると考えるのである。（提唱の文脈がはっきりしないので断言はできないが、制度委の地域総合高校構想では、多様化政策に反対することと高校における職業教育を否定することとを少くとも自覚的には区別していかなかったのではないか、という疑いがある。）堀尾輝久氏がしきりというワロンのことば「職業を基礎にした新しい教養のあり方」は、その意味で現実の探求課題になっていると考えるのである。

青年たちに対する教育において職業教育がどういう意味をもつか、という問題を検討するためには、どうしても教育課程をふくむ教育内容の問題にメスを入れなければならないが、今は時間も紙幅もない。制度委の教育課程構想は、これまでるゝべてきたように立論の基礎が私の理解を超えてるので、「改革」構想として積極的な意味があるのかど

うかさえにわかには判断しがたい。感じだけでいえば、普通科に「技術」という教科を必置するという構想は大であるが積極的な意味があるようと思う。しかしこれを制度の問題として考えてみると、専門教科の科目としてならともかく、普通科の教科の新設となると、教員養成（免許状の付与条件）とか施設設備の問題など検討課題も少なくないだろう。感じを基礎に議論をすすめるのは、ここではこのくらいにして、改めて別の機会に、後期中等教育における教育課程の問題についても、検討する機会を得たいと思う。この問題は、高等普通教育とは何か、高校における専門教育とは何かという問題と不可分であるように思われるからである。

注

- 1)拙稿「わが国における『総合技術教育』の問題と技術科の男女共学」、『教育』1971年11月臨時増刊号、57～59ページ。
- 2)拙稿「総合制の原則をめぐって」、『教育』1971年1月号。
- 3)同上「総合制の原則をめぐって(二)」、『教育』1974年2月号。
- 4)同上「日本資本主義の発展と中等教育」、『経済』1974年11月号。
- 5)同上「高校教育改革と入試制度改革」、『季刊・教育法』第14号、1974年12月
- 6)上記文献2)の60～61ページ。なお、原正敏「一般教育と職業教育」、『国民教育』第18号、1973年10月、130ページも同旨。
- 7)「高等学校における学科の設置状況について」、『産業教育』1974年10月号
- 8)拙稿「総合制の原則の意義をめぐって」、『技術教育研究会会報』第87号、1974年7月。
- 9)梅根悟ほか「連載・教育改革を語る②――すべての青年に高校教育の保障を」『教育評論』1974年11月。
- 10)以下に、ここに指摘した問題に関連して、私たちが利用できる文献で私の気づいたものを順不同で列挙してみよう。
仲新『日本現代教育史』1964年、第一法規出版KK。
- 11)今野喜清「学校制度改革における理念と様式」、戦後教育研究グループ『戦後日本の教育改革(訂正版)』1961年
- 12)谷口琢男「戦時下の中等教育改革論――教育審議会と中等教育『一元化』論」、細谷俊夫編『学校教育学の諸問題』1973年、評論社
- 13)斎藤健次郎「高等学校」、山内太郎編『学校制度』1972年、東京大学出版会
- 14)高校全員入学問題全国協議会編集、小川利夫・伊ヶ崎睦生著『戦後民主主義教育の思想と運動』1971年、青木書店
- 15)木下春雄「戦後高校教育総括の視点」、国民教育研究所編『戦後日本国民の自己形成』1967年
- 16)同「高校三原則と民主的高校教育の創造」『民主的高校教育の創造』1967年、明治図書
- 17)同上「高校教育論の歴史的視点」、『講座・高校生活指導』第1巻、1972年、明治図書
- 18)同上『高校教育改革の基本問題』1973年、民衆社
- 19)原正敏「『新たな総合制』への疑問――北海道・京都の工業科を有する総合制(併置制)高校を視察して」『技術教育研究会会報』第88号(1974年9月)
- 20)同上「教育内容研究は敗戦から何を学んだか――技術教育の場合(2)」『教育』1968年9月号
- 21)碓井正久「農業高校再編の現実と展望」、宮原誠一編『農業の近代化と青年の教育』19年
- 22)ただし、当事者の判断は、私とはいかが異なるようである。海老原治善氏がある雑

誌でつぎのように書いているからである（傍点は引用者）。

「私は、専門委員としては、高校教育問題と、教育の施設、環境の民主的計画化の問題を担当した。高校教育問題は、いく多の研究と実践運動が展開されているので、問題集約はさほど困難なことではなかったが、あの教育の施設の計画化問題は、これはまったく未開拓分野で、資料集めからかからねばならず、大変苦労した。しかも時間は限られていた。個人的研究ならば、時間

不足を理由に延期が可能だが、制度委の場合は、大会に報告というタイム・リミットがついていたから、とにかくやらねばならなかつた。今思つても、よく短時間にあれだけ資料に当り、とにもかくにもまとめあげたと、自分自信で感心している次第である。」海老原治善「『日本の教育改革を求めて』歩み続けた三年半」『生活教育』1974年11月号、14ページ。

（専修大学・技教研事務局長）

技術教育研究会・規約

第1条 この会は、技術教育研究会といい、事務局を東京都におく。

第2条 この会は、教育基本法の精神に基いて、国民的立場からひろく技術教育の理論と実際を研究することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、つぎのような活動を行なう。

1. 研究会、講習会、懇談会の開催
2. 機関誌の編集・発行
3. 研究成果の刊行
4. 研究サークルの育成
5. その他必要な活動

第4条 この会の目的に賛同するものは、会員となることができる。

第5条 この会につぎのような機関をおく。

1. 総会＝総会は、この会の最高決議機関であり、原則として年1回開く。
2. 委員会＝委員会は、総会につぐ議決機関で、総会までの会務の処理にあたる。委員は総会で選出される。
3. 常任委員会＝常任委員会は、この会

の事業を積極的に推進する。常任委員は委員の互選による。

4. 代表委員＝代表委員は常任委員の互選による。代表委員は会を代表する。
5. 事務局＝常任委員会のもとに事務局をおく。事務局は会務を執行する。
6. 支部＝会員が3名以上いる都道府県に支部をおくことができる。支部の運営は支部の合議による。

第6条 この会の運営は、会費、会の活動による収益および寄附金によってまかなう。会費は年1,500円とする。

第7条 この会の会計年度は8月より翌年7月末日までとする。

付 則

1. この会則は1970年8月7日より実施する。
2. この改正規約は1972年8月1日より実施する。
3. この改正規約は1974年8月1日より実施する。